

令和6年度事業計画

自 令和6年4月 1日から
至 令和7年3月31日まで

公益社団法人山口県バス協会

バス事業を巡る諸情勢

新型コロナウイルス感染症が、昨年5月から5類感染症移行となり人の移動が活発となりました。また、インバウンドも一昨年からの水際対策の緩和や円安の影響もあり、昨年10月からはコロナ前を上回る回復を見せています。それにともなって、旅客輸送も需要が回復してきています。

昨年8月には、貸切バス事業者によるドライバーの待遇改善や安全投資への取り組みを一層促進するため、国土交通省は公示運賃を9年ぶりに見直すとともに、幅運賃制度を撤廃し、基準運賃を下限額とする見直しを行いました。各社の運賃・料金の変更届により、適正な運賃・料金の収受が可能となりました。

一方で、燃料価格の高騰は高止まりしており、物価も40年ぶりの物価上昇率で終わりの見えないインフレが、国民生活だけでなく事業経営を圧迫しています。

今年4月から、労働基準法が改正され5年間猶予されていた年960時間の時間外労働の上限規制がバスにも適用されるようになり、また、「改善基準告示」が改正され、拘束時間の短縮のほか1日の休息期間の延長も適用されるようになります。運転者が不足する現状においては、労働時間違反をしない限り物理的に現在のサービス水準を維持することはできず、路線の再編等を行っても路線の廃止や減便をしないといけないところが出てきます。貸切バスにおいては、仕事の受注ができない事態が生じています。

さらに、運転者の高齢化に伴う「脳疾患」、「心臓疾患」及び「意識喪失」などの健康を起因とする事故が全国的に問題ですが、貸切バスを含めた県内バス事業の運転者の3割以上は61歳以上で、30歳以下は1%程度しかありません。自動運転や外国人労働者の受け入れを待てないほどの、運転者の確保が喫緊の課題であります。

また、軽井沢スキーバス事故以降様々な安全対策がされてきましたが、一昨年10月に静岡県の「ふじあざみライン」で大型観光バスが横転する事故が発生しました。それを踏まえて、二度と同様の悲惨な事故を発生させないよう、貸切バスの安全性向上に向けた新たな対策が検討され、旅客自動車運送事業運輸規則について、輸送の安全に係る記録の保存期間延長や点呼時の録音・録画の義務付け等、所要の改正が行われ、これらは一部を除いて今年の4月から施行されます。

山口県バス協会は、バス事業をめぐるこれらの情勢や課題に対し、会員事業者とともに安全・安心な輸送サービスの提供に努め、バス事業の発展に努めます。

事業計画

1. 運輸事業振興助成交付金事業によるバス輸送改善の推進

運輸事業振興助成交付金事業については、次の事業を効果的に実施する。

(1) 助成事業

交付金の枠内で次の事業を実施する。

① バス利用者施設等の整備事業

バス停上屋、バス停標識及びバス停設備の新設、建替え、補修、取替、その他バス利用者施設の整備事業を支援する。

② バス輸送サービスの改善事業

キャッシュレス決済及びW i - F i の導入による利便性向上、エチケット袋の購入など車内環境の整備、その他バス輸送サービスの改善事業を支援する。

③ 安全運行対策及び環境対策事業

ドライブレコーダー・デジタルタコグラフ・アルコール検知器等の導入、適性診断の受診、安全マネジメント講習・運行管理者一般講習・整備管理者研修の受講、S A S ・脳簡易検査、その他安全運行対策及び環境対策事業を支援する。

(2) 普及啓発事業

ホームページでの情報提供事業、車内事故等防止キャンペーン、バス乗り方教室、ノーマイカー運動、その他バス利用の普及啓発事業を支援する。

(3) 相互扶助等事業

安全・安心なバス輸送及びバス事業の適正運営と安全確保に資するため次の事業を実施・支援する。

- ・事故防止対策委員会等各種委員会の開催
- ・運転記録証明の取得、安全運転研修の受講、大型二種免許の取得、バスジャック訓練、運転者採用説明会等、貸切バス適正化事業負担金等に対する助成、その他安全確保に資するツールの作成や事故防止啓発活動等の支援
- ・乗合バス・貸切バスの利用促進、セーフティバスのP R 等

2. 燃料価格高騰への対応

燃料価格高騰の長期化により厳しい経営状況にあるバス事業者が、安心・安全な公共交通を維持できるように、山口県公共交通燃料価格高騰対策支援事業でバス車両を運行するために要する燃料費に対して補助を実施する。

3. 乗合バス路線の維持、再編と輸送サービスの改善向上

(1) 乗合バス路線の維持、再編等の円滑な推進

人口減少と少子高齢化によりバス利用者が減少する中で、バス事業者の経営努

力だけでは路線の維持が困難となっているが、公共交通の確保は、地域における最重要課題の一つとなっており、令和2年11月には改正地域公共交通活性化再生法が施行され、まちづくりと連携した地域公共交通ネットワークの形成に地域における輸送資源（自家用有償旅客運送、福祉輸送、スクールバス等）も計画に位置付けた地方公共団体による「地域公共交通計画」作成を努力義務化し、メニューの充実やP D C Aの強化により、持続可能な旅客輸送サービスの提供の確保を行うとしている。引き続き地域公共交通網の維持形成・再編にバスが役割を果たせるよう国、地域等と連携して取組を進めていく。

(2) 輸送サービスの改善・向上

ア. I T技術の活用

バスの利便性を向上するため、キャッシュレス決済の普及、経路検索サービスの充実等を進め、観光利用などを含め利用者の増加を目指す。また、バス関係情報の共通フォーマット化、ビッグデータの活用、M a a Sの検討等さらなるI T技術活用に取り組む。

イ. ノンステップバスの推進

国の認定した標準仕様ノンステップバスの普及など、移動円滑化基準に適合したバス車両への代替促進に努める。

(3) 各種調査の実施等

バスの利用促進のため、各種運賃制度の導入状況について情報を収集し、会員事業者等に提供する。

4. 貸切バス事業の安全確保と健全な経営基盤の確立

(1) 軽井沢スキーバス事故を受けての安全対策の推進

軽井沢スキーバス事故対策検討委員会の平成28年6月答申「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に基づく、各種安全対策の遵守すべき事項の着実な実施を引続き推進されてきたところであるが、令和4年10月に静岡県で発生した貸切バスの横転事故を踏まえ、二度と同様の悲惨な事故を発生させないよう、貸切バスの安全性向上に向けた新たな対策を検討し、旅客自動車運送事業運輸規則の改正等が行われ、輸送の安全に係る記録の保存期間延長や点呼時の録音・録画の義務付け等、所要の改正が行われ、一部を除いて今年の4月から施行されることから、それに対して適切に対応できるように取組を進める。

貸切バスの許可の更新制、貸切バス適正化機関の巡回指導業務については、優良事業者の軽減措置の早期導入等運営のあり方を見直し、一層の効率化が図られるように国に要請する。

(2) 貸切バス事業者安全性評価認定制度の定着

「貸切バス事業者安全性評価認定制度」について適切な運用や制度のレベルアップを図り、必要に応じて見直しを行うよう日本バス協会に求めていく。また、

「セーフティバス」のさらなる周知を図り、認定事業者がより多く利用されるよう努める。

(3) 運賃・料金制度の定着と手数料問題への対応

関越道高速ツアーバス事故を受け、平成 26 年 4 月から安全な輸送サービスを安定的に提供するための経営基盤改善を目指して設けられ運用されてきた運賃・料金制度は、新型コロナの関係で見直し作業が行われず 9 年間に過ぎてしまったが、この間の、人件費や燃料、物価高騰を反映させ、さらなる安全への取組みを着実に実施できるよう、昨年 8 月に新たな貸切バスの運賃・料金が公示された。安全投資や運転者の処遇改善が進むよう、制度の趣旨に沿った運用を推進する。

(4) 旅行業界との連携による需要拡大

昨年 5 月に新型コロナウイルス感染症の 5 類感染症移行となり、人々の移動が活発となり貸切バスの需要も回復傾向にある。

旅行者と貸切バス事業者は発注者と受注者という関係であることから、貸切バス事業者は無理な運行や低額な運賃での運送を引き受けざるをえない場合や多額の手数料を求められる場合がある。

双方で連携して適正な貸切バス利用が増大するように取り組む。

5. インバウンドの振興

日本バス協会の策定した「インバウンド振興のためのバスサービス向上アクションプラン」による①観光需要を取り込んだ便利で利用しやすいバスサービスの提供②多言語での案内の推進③Wi-Fi の整備推進④貸切バスの輸送力強化、サービス改善などの着実な実施を推進する。

山口県が進めるクルーズ振興や韓国・台湾とのチャーター便の再開、広島・宮島に来るゴールデンルートからの取り込み、ニューヨーク・タイムズ記事などによる新たな掘り起しなどによる訪日外国人の移動手段としての路線バスや貸切バス利用拡大へ適切に対応する取組みを進める。

6. バリアフリー対策の推進

(1) 改正されたバリアフリー法の施行

公共交通事業者等に対するソフト基準（スロープ板の適切な操作、明るさの確保等）適合義務の創設等を内容とするソフト対策等の取組強化や、個別施設の更なるバリアフリー化に向けた取組の促進を内容とするバリアフリー法の改正法が 2020 年 5 月に公布され、2021 年 4 月 1 日から施行された。

「心のバリアフリー」の用語の認知を高め、高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができるよう、会員事業者に対し周知に努める。

(2) バリアフリー車両の普及促進

路線バスについては、ノンステップバスの導入が進んでいるが、引き続き車両の普及を推進する。

7. 運転者の確保対策と働き方改革の実現について

乗合バス、貸切バスともにバス事業者の多くが運転者不足の問題を抱えており、その確保が大きな課題となっている。特に路線バスについては、運転者の不足により路線の維持や所要ダイヤの確保が困難になっており、地域の足としての役割を果たす上で、喫緊の課題となっている。バス業界としても働き方改革を進めるとともに、運転者確保のための各般の施策に取り組むこととする。

(1) 働き方改革関連法の実施について

働き方改革の一環として、労働基準法が改正され5年間猶予されていた年960時間の時間外労働の上限規制が、2024年4月からバスにも適用されるようになり、また「改善基準告示」も改正され、拘束時間の短縮のほか1日の休息期間の延長も2024年4月から適用されるようになった。

運転者が不足する厳しい状況ではあるが、適正な事業経営ができるように取り組みを進める。

(2) 運転者の確保の取組

令和6年度は、運転者確保対策を最重要事業と位置付ける。

山口県が行う公共交通担い手確保ミニフェアや自治体が行う中高生を対象にしたしごとフェスタ等の運転者確保のための企画に積極的に参加及び支援を行っていく。

また、運輸事業振興助成交付金による大型二種免許取得費助成、安全運転研修受講の助成など運転者の自社養成制度を支援の他、日本バス協会助成金を活用し、求人サイト等を作成する。

さらに、山口県のバス・タクシー運転士確保対策事業に協力し、各種施策に積極的に取り組む。

8. 事故防止対策の推進

交通事故防止については、日本バス協会が令和3年6月に策定した「バス事業における総合安全プラン2025」において①令和7年までに交通事故死者数をゼロとする②令和7年までに重傷者数を150人以下とする③令和7年までに人身事故件数を800件以下とする④飲酒運転をゼロとする⑤令和7年までに貸切バスの乗客の負傷事故件数を20件以下とすることを目標に掲げており、達成に向け各種事故防止対策に着実に取り組む。

また、中国バス協会の管内統一事故防止対策重点実施事項①車内事故防止対策の徹底②健康起因による事故防止対策の徹底③右左折時および横断歩道における安全確認の徹底④二輪車・歩行者との事故防止、に着実に取り組む。

(1) 道路交通事故の防止

死亡事故の削減に重点的に取り組むこととし、交差点を右左折する際に横断歩行者を確実に確認するために横断歩道の手前で一旦停止または最徐行する運動に取り組み、交通安全運動等期間中の立哨調査・添乗調査の実施等により、重大事故の削減に万全を期す。

また、バス停留所の安全対策については、関係者からなる山口県バス停留所安全性確保合同検討会により協議された安全対策を講じることにより、バス停留所に関わる安全性の向上に向けて引き続き取り組む。

(2) 車内事故の防止

国土交通省の策定した「乗合バスの車内事故を防止するための安全対策実施マニュアル」に基づく対策及び車内事故防止キャンペーンを実施し、利用者に対する「ゆとり乗降」の啓発と運転者に対する「ゆとり運転」による安全運行の徹底を図る。また、シートベルトの着用については、軽井沢スキーバス事故を受けたバス発車時の案内等の対策に取り組む。

(3) 飲酒運転の防止及び健康起因事故等の防止

① 飲酒運転の防止

日本バス協会の作成した「飲酒運転防止対策マニュアル」に基づく対策を推進する。また、秋の全国交通安全運動に合わせ、「飲酒運転防止週間」を設定する等、飲酒運転の根絶に取り組む。

② 健康起因事故の防止

道路運送法の改正により義務付けられた「疾病運転」の防止措置については、国土交通省の策定した「自動車運送事業者における脳血管疾患対策ガイドライン」及び「自動車運送事業者における心臓疾患・大血管疾患対策ガイドライン」の活用を図るとともに、国土交通省の推奨する主要疾病に関するスクリーニング検査の実施を推進する。

運転者の健康管理の取組としてSAS・脳の簡易検査料等の助成を引続き行う。

(4) ASV装置の導入等による事故の防止

衝突被害軽減ブレーキ装着車両、ドライバー異常時対応システム（乗客の押しボタンによりバスを停止することも可能なシステム）搭載車両やドライブレコーダー等の安全運行対策機器の導入を促進するとともに、ドライブレコーダーやデジタルタコグラフを活用した運転者指導の取組を推進する。

(5) その他

大規模な地震災害等に対処するため、日本バス協会の作成した「大規模災害基本対応マニュアル」の事業者への周知及び国、地方公共団体とも協力連携して乗客・乗務員の安全と災害時の危機管理や安全防災対策の強化を図る。

バスジャック対策やテロ対策についても、対応訓練を実施するなど警察等と連携強化を図る。

9. 環境対策の推進

9月、10月、11月の3か月間を「バスの環境対策強化期間」として設定し、燃

費にかかわる車両の点検整備や急発進・急加速を避けた無理のない運転（エコドライブ）を推進する。また、自治体の取組むノーマイカー運動を支援する。

10. その他

(1) 広報活動の推進等

- ・山口県バス協会ホームページにより、会員事業者及び一般の方々に対し、当協会の活動状況やバス事業の現状等について情報提供を行う
- ・全会員事業者に対し、随時「メールマガジン」を発信し、迅速な情報提供に努める
- ・国土交通省からの通達等については、メール等による通知及び中国バス協会ホームページの活用等による周知に努める

(2) バス事業関係表彰の実施

山口県バス協会長表彰を通じた職場の活性化等に努める。

- ・優良バス運転者表彰
- ・優良運行管理者表彰
- ・優良整備士表彰

資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

1. 資金調達の見込みについて
当期中に資金調達の見込みはない。
2. 設備投資の見込みについて
当期中に重要な設備投資(除却また売却を含む。)の予定はない。